

報 告 第 1 7 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月20日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 2 号

損害賠償の額の決定について

公用車の交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和元年6月10日

新居浜市長 石川 勝行

- 1 損害賠償の額 13万9,536円
- 2 損害賠償の相手方 (省 略)

3 事故の概要

平成31年4月30日午前11時15分頃、市道大野線（別子山乙56番2地先路上）において、北進中の公用車（相手方とのリース契約による軽自動車）が道路左側に停車しようとした際、ガードレールに接触し、車両が損傷した。